



総合的企画による
画期的出版!!
〈目下発売中〉

推薦の言葉
児童憲章の普及も、ようやく新段階に差しかかっている。
口を開けばすぐに「青少年は大切だ」と、叫ぶ人は多いがほんとうに子供たちの幸福という角度から考え、その線に沿って実際に行動する人だけが信頼できる。
本書は今日の青少年問題解決のための研究に、無くてならない貴重書の一つである。
金森徳次郎

昭和31年版

青少年 児童白書

中央青少年問題協議会編

A5判・470頁・¥400

青少年問題研究会
東京都千代田区神田一ツ橋2の3

Tel (33) 2806
振替 東京25444
口座

青少年問題を適確に把握し、これが
具体的解決を図るための必読書!!

婦人少年協会編

百万人の愛唱歌集

心の友となる、おまじかねの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導に、コーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましょう。

団体責任者で御希望の方へ実物見本贈呈致します。
(送料八円同封の事)

左記により予約申込を受けます

- 百名以上より団体予約申込に限り、一部五十円
- 三百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会歌・工場歌・団歌・校歌等御希望の曲を挿入いたします。

○ 申込先

東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替 七八四四二
電話 小石川(2)二六三七

A6版 132 頁
定価 60 円
¥ 8 円

婦人と年少者 三十五号 目次

問題解決の方法……………谷川徹三…2

日本の家庭を明るくするために
会国婦人会議の概況……………6

婦人会議を傍聴して……………保坂玄造…11

各地の婦人週間……………12

長崎…12 石川…14 島根…15
千葉…16 北海道…17 鹿児島…18

各国から送られたメッセージ……………20

資料室

アメリカ社会における家族の性格……………22

女子保護実施状況調査について……………24

女子保護の定めに違反した悪質な事例……………26

女子労働者の保護規定について(4)……………27

戦後における婦人問題文献目録(2)……………29

婦人界の動き(三月)……………30

労組婦人のページ……………31

婦人会議応募者状況……………32

女子の就業数と完全失業率……………表紙の8

業者数、平均現金給与……………表紙の8

婦人少年局ニュース……………表紙の8

婦人問題文献目録の目次……………表紙の8

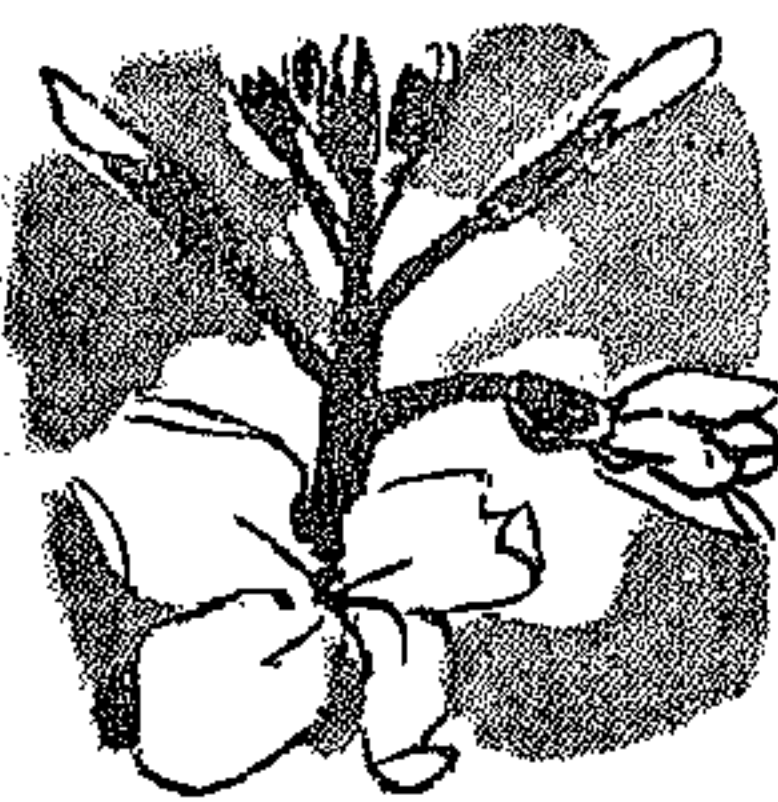
表紙・カット……………塚谷政義

扉……………甲斐仁代

問題解決の方法

—婦人会議応募所感文の選考に当つて—

谷 川 徹 三



今年の婦人週間の標語やテーマについて、一部では、従来の婦人週間の標語は、婦人の社会的意識や近代意識を高めることを目指すようなものであつたのに、今年の標語は後退ではないかという意味の批評が見受けられました。しかし私は、今度の標語である「みんな家庭を明るくする」ために努力するということは、新民法によつて廃棄された家族制度を復活させようとするつもりでなく、また、古い国家観と結びついた家族趣味を復活させようとするつもりでもないと思ふのです。それどころか、そういう古い形の家族制度を実質的に打破するところに、この標語の意味があると考えるのであります。旧民法によつて強制されていた家族制度は、男女の平等や、あらゆる人間の人格尊重を認めるという思想の上に立つた新憲法の精神に反するものであり、もし今度の標語がこのような意味を持つものであるならば、それは望ましからぬものであります。私は、決してそうではないということをお願いしたいと思います。

家族制度というのは、夫婦の関係、親子の関係、親族の関係など、家族生活に関する一切の規範——この中には法・慣習・道徳などすべてのもが含まれていますが——を総称した言葉であります。旧民法では、家族成員に対する戸主権、親の子に対する親権、夫の妻に対する夫権というものが規定されていて、妻は夫と平等な法律的な権利を持つていませんでした。旧民法においては、このような戸主権・親権・夫権を基礎として、上下の道徳という形で家族制度

の規範が打ち建てられていました。そしてこれが婦人をして、婦人の地位を低くしていたのであります。このような規範は新民法においては全面的に廃棄せられ、妻は夫の同意がなくても、自分の財産を処分できるようになつたし、従来は妻の不貞だけが罰せられましたが、新民法においては夫の不貞もまた罰せられ、離婚の原因となるようになりました。また、旧民法における長子相続もなくなり、妻が相続権をもつようになり、同時に長子以外の子供たちも平等に相続権を持ち得るようになりました。

従来、日本の家庭を暗くしていた大きな原因は、旧民法における戸主権や親権、夫権などによつて生じた束縛によるもので、私は思つています。したがつて、明るい家庭を作るためには、そういうものを復活させることはできません。のみならず、そういうものの痕跡がまだいろいろな形で残っていますので、そういうものをなくすると、——つまり後へかえることではなく、前に進むことによつて、始めて、その目的が達せられるのであります。

そう申しましたが、私は、昔は明るい家庭がなかつたなどとは申しません。明るい家庭というものは、もちろんその家庭を作っている個々人の心掛次第でできる場合もありまして、その点から申せば、いかなる時代にも明るい家庭はあつたと思うのであります。しかし、個人の責任においてはどうしてもならないような部分もあります。たとえば、組織とか制度とかいうものによつて、個人の努力にもかかわらず、家庭

を暗くするということが従来の家族制度の中にあつたのであります。そして、それは社会生活の発展に伴つて、ますます深められていきました。というのは、結局、社会生活と家庭の在り方との矛盾という形によるものであり、あるいはまた、従来の古い家族制度が新しい社会に適応できなくなつたということによるものであります。そういうことから、日本の家庭の暗さがつくられていたのであります。そういう暗さをなくすという意味からも、明るい家庭をつくるということとは、古い家族制度にかえることではなく、新民法の精神によつて前進することによつて、始めて可能なのであります。

日本の家庭は、都市と農村によつて、社会層によつて、また、職業の如何によつて、ずいぶん大きな開きがあります。したがつて具体的なことは——と申しますのは、家庭を明るくするということは、社会一般の問題であると共に、「一つ一つの家庭の問題でありますから、個々の家庭の問題を具体的に考える場合には、それぞれ非常に条件がちがつてくるのであります。でありますから、それぞれちがつた条件で問題を解決しなければ、ほんとうの解決はできません。その意味において問題の解決には、社会に責任がある部分と、個人——つまり家庭を構成している一人一人——に責任がある部分とがあるわけでありまして、ですから、どの方面にどれだけ社会の責任があり、また、どの方面にどれだけ個人の責任があるか、これを賢明に見わけることが必要になつてきます。社会に責任があるべきこ

とを個人の責任において解決しようとする、そこに無理ができます。しかしまた、個人に責任のあることを社会の責任に転嫁することもできません。実際にはそういう人が少なくありません。今後どんなに家庭の近代化が推し進められても、その家庭を作っている一人一人の心掛によらなければ、明るい家庭はできません。そういう意味で、先程私は、昔でも明るい家庭があつたと申したのであります。したがつて、第一に必要なことは、社会に責任のある部分と、個人に責任のある部分とを、はつきり見分けることです。

等二に必要なことは、都市と農村、社会層、職業による実際のちがいを、個々の家庭を作っている人がよく認識し、また、たがいに他の条件にある人々の立場を認めあい、それによつて問題を具体的に取あげることです。たがいに話しあふことによつて、たがいに認識しあふとともに、また自分自身をもはつきり認識する。こういうことが、この婦人会議によつて実現できるのであり、私はこの会議の意義は、ここにありと思ふのであります。

原始時代における家族は、大体大家族の組織をとつていますが、日本においては最近までこのような形が残つておりました。現在、農村において多くの家庭がとつている形を中家族と申しますが、近代家族というものは、夫婦と親子という関係だけの核家族 (Nuclear family)——学者はこう申しますが——を中心とする小家族への移行を示しているのであります。

日本も新民法によつて、このような小家族の形を、最も普通の家庭の在り方をするという方向に進んでいるのであります。これは明らかに現代家族構成への発展を示しているのであります。しかし、近代家族というもののにも、アメリカの家庭の事情などを讀んだり聞いたところによりますと、構成上の弱みというところがあると思ふのであります。したがつて日本において、歴史も伝統もちがうアメリカの真似をするということは愚かなことだと思ふのであります。日本においては、やはり日本の社会の実情や歴史や伝統を十分に顧慮して、適当に調節

